

筑前町立大刀洗平和記念館条例の一部を次のように改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 24 日

筑前町長 田頭喜久巳

筑前町条例第 27 号

筑前町立大刀洗平和記念館条例の一部を改正する条例

筑前町立大刀洗平和記念館条例（平成21年筑前町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

新旧対照表（傍線部を改正）

改 正 後					現 行				
別表（第 6 条関係）					別表（第 6 条関係）				
	区分	大人 (大学生 以上)	高校生	小・中学 生		区分	大人 (大学生 以上)	高校生	小・中学 生
入 館 料	個人	<u>800円</u>	500円	400円	入 館 料	個人	<u>600円</u>	500円	400円
	団体（15人以上の団 体 1 人につき）	<u>700円</u>	400円	300円		団体（15人以上の団 体 1 人につき）	<u>500円</u>	400円	300円
	年間パスポート	3, 000円	1, 500円	1, 000円		年間パスポート	3, 000円	1, 500円	1, 000円
使 用 料	掩体壕見学ガイド機 器	タブレット型端末 1 台につき 300円			使 用 料	掩体壕見学ガイド機 器	タブレット型端末 1 台につき 300円		

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。